第４号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（　令和　2　年度）

住　　所　901-0143
沖縄県那覇市字安次嶺377-2
事業者名　沖縄都市モノレール株式会社
代表者名　代表取締役社長　　渡慶次　道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
那覇空港駅から首里駅（15駅）	視覚障がい者用誘導点字ブロックをJIS規格へ変更（2021～2025）	施工状況の調査

②　軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
―	―	―

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子乗降用固定スロープ設置	那覇空港駅から儀保駅への固定スロープ設置を実施予定	ホームドアの更新と同時に実施するため実施駅を検討中

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
HPにおける多言語情報提供の拡充	HPにおいて、多言語による情報提供をより拡充させる	多言語情報を拡充させた

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
駅務員の介助技術の向上	サービス介助士に認定取得の継続および、認知症サポーターの認定取得	サービス介助士の取得は継続している

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子専用ドアの案内	車椅子利用者がホームで専用ドアから乗車するための表示を充実させた	実施済み

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・固定スロープ設置が完了するまで、引き続き車椅子利用者のための環境整備に努める。
・那覇市バリアフリー基本構想に引き続き参画し、外部の意見を取得しつつ、ソフト・ハード面の改善を図る。

（３）報告書の公表方法

HPで掲載

（４）その他

第4号様式（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住　　所　901-0143
沖縄県那覇市字安次嶺377-2
事業者名　沖縄都市モノレール株式会社
代表者名　代表取締役社長　　渡慶次　道俊

Ⅱ　軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（令和3年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村 都道府県 23区・郡・市 町・村・区	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数		転落防止のための設備の設置の有無
沖縄都市モノレール㈱		那覇空港　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　鏡水	5,102　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		赤嶺　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　赤嶺	2,799　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		小禄　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　田原	2,654　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		奥武山公園　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　奥武山	2,498　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		壺川　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　壺川	2,556　人			○	2	2	2　(2) 基	2　基	基	箇所		○	○	○	○	2		○
沖縄都市モノレール㈱		旭橋　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　泉崎	4,492　人			○	2	2	2　(2) 基	2　基	基	箇所		○	○	○	○	2		○
沖縄都市モノレール㈱		県庁前　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　久茂地	7,841　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		美栄橋　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　久茂地	3,270　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		牧志　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　牧志	2,582　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		安里　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　安里	2,853　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		おもろまち　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　真嘉比	6,370　人			○	2	2	2　(2) 基	2　基	基	箇所		○	○	○	○	2		○
沖縄都市モノレール㈱		古島　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　古島	3,404　人			○	2	2	2　(2) 基	2　基	基	箇所		○	○	○	○	2		○
沖縄都市モノレール㈱		市立病院前　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　首里末吉	1,357　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		儀保　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　首里儀保	1,680　人			○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所		○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		首里　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　首里汀良	3,178　人			○	2	2	2　(2) 基	2　基	基	箇所		○	○	○	○	2		○
沖縄都市モノレール㈱		石嶺　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　那覇市　首里石嶺	3,215　人		○	○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		経塚　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　浦添市　前田	2,051　人		○	○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		浦添前田　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　浦添市　前田	1,464　人		○	○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1		○
沖縄都市モノレール㈱		てだこ浦西　駅	沖縄都市モノレール　線	沖縄県　浦添市　前田	3,518　人		○	○	1	1	1　(1) 基	1　基	基	箇所	○	○	○	○	○	1		○
		（合計） 19 駅				0 停留場	4 停留場	19 停留場	24	24	19　19 停留所 24　(24) 基	19　0 停留所 24　0 基	0 停留所 0 基	0　0 停留所 0　0 箇所	4 停留場	19 停留場	19 停留場	19 停留場	19 停留場	19 停留場		19 停留場

第４号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和2年度）

住　　所　901-0143
沖縄県那覇市字安次嶺377-2
事業者名　沖縄都市モノレール株式会社
代表者名　代表取締役社長　　渡慶次　道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第４号様式）

注１．複数の路線が乗り入れる停留場は１停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

２．有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

４．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条及び第22条にて準用する第18条の２の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

５．乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

６．段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

７．エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第７項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

８．エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第９項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

９．その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10．傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第６項及び第６条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

11．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第９条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

12．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

13．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14．障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は―印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

15．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

16．車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第１号から第３号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第６号から第８号までの基準に適合している場合に〇印を記入し、（合計）には、〇印の合計数を記入すること。

18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に〇印を記入すること。

19. 「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第５号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和２年度）

住　　所　901-0143
沖縄県那覇市字安次嶺377-2
事業者名　沖縄都市モノレール株式会社
代表者名　代表取締役社長　　渡慶次　道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
21編成(42両)	移動円滑化基準に適合済み。	

②　軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
―	―	―

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子乗降用固定スロープ設置	那覇空港駅から儀保駅への固定スロープ設置を実施予定	ホームドアの更新と同時に実施するため実施駅を検討中

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内案内表示器での情報提供	車内案内表示器で、異常時等が発生した場合に文字で表示させる	実施済み

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗務員による案内表示訓練	異常時に案内表示器により文字で状況を知らせる訓練を定期的に実施	実施済み

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子専用ドアの案内	車椅子利用者がホームで専用ドアから乗車するための表示を充実させた	実施済み

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・固定スロープ設置が完了するまで、引き続き車椅子利用者のための環境整備に努める。
・那覇市バリアフリー基本構想に引き続き参画し、外部の意見を取得しつつ、ソフト・ハード面の改善を図る。

（３）報告書の公表方法

（４）その他

（令和2年度）

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

（令和3年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数（両）	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数（両）	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式軌道	21 編成 42 （両）	21 編成 42 （両）	21 編成	0 編成	0 編成	21 編成	21 編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成（両）	編成（両）	編成	編成	編成	編成	編成
（合計）	21 編成 42 （両）	21 編成 42 （両）	21 編成	0 編成	0 編成	21 編成	21 編成

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第５号様式）

注１．軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。

２．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

３．車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項、第３項及び第５項の基準に適合している編成の数を記入すること。

４．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。

５．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

６．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

７．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。